

## 就学時健康診断について（新小学校・義務教育学校 1 年生）

就学時健康診断は、学校保健安全法に基づく健康診断です。就学される前の年の 10 月から 12 月にかけて、10 月 1 日現在の居住地を校区とする小学校等の健診会場において実施します。実施日は各健診会場により異なります。

就学時健康診断については、9 月下旬以降、「就学時健康診断のお知らせ」が送られてきますので、指定の健診会場で受検してください。「就学時健康診断のお知らせ」の送付時期は各健診会場により異なります。

学校選択制等で、通学区域以外の小学校等を希望される場合でも、健康診断は指定の健診会場で受検し、受検後に渡される「就学時健康診断結果票」を大切に保管し、就学が決定しましたら、就学先の小学校等へご提出ください。

【お問い合わせ】 教育委員会事務局指導部保健体育担当（06-6208-9141）

## 小学生の放課後

### 【令和 7 年度 児童いきいき放課後事業について】

東淀川区

概要	市内の市立小学校において、平日の放課後、土曜日・長期休業日などに児童の健全育成を図るため、遊びやスポーツ、主体的な学習などを活動内容とする「児童いきいき放課後事業」（愛称：「いきいき」活動）を実施しています。「いきいき」活動は、大阪市から運営・管理委託を受けた団体が実施校ごとに設置されている「いきいき」運営委員会と連携して、学校や地域の実態に合わせて運営しています。
対象児童	当該校区に居住する小学校 1 年生～6 年生で、参加を希望する児童
活動日時	・月曜日～金曜日：授業終了後（原則 14 時 30 分）～18 時 ・始業式、終業式等：11 時～18 時 ・土曜日、長期休業日：8 時 30 分～18 時 ・ <b>有料で活動時間延長を実施します。（令和 7 年度から利用人数の要件は撤廃しています。）</b> ・活動休止日は日曜日、国民の祝日、お盆休み（8 月 11 日～8 月 15 日※井高野小学校は 8 月 13 日～8 月 16 日）、年末年始（12 月 26 日～1 月 4 日）および運営委員会が決定した休止日
利用方法	ご利用には、IC タグを利用した入室管理システム「いきいきミマモルメ」の登録が必要です。詳細は「運営・管理団体」までお問い合わせください。
参加料	参加料は無料です。ただし児童の安全に関する費用として児童 1 人あたり 500 円（年額）が必要です。※活動時間延長については有料です。詳細は「運営・管理団体」までお問い合わせください。

いきいき	電話番号	時間延長要件	※令和 7 年度朝延長実施状況	※令和 7 年度夕延長実施状況	運営・管理団体
東 淡 路 小 学 校 「いきいき」	06-6322-4915	朝：年額 5,000 円 (又は 1 回 500 円上限なし) 夕方：1 回 500 円 (月額上限 5,000 円)	○	○	(一財)大阪教育文化振興財団 06-6253-6217
西 淡 路 小 学 校 「いきいき」	06-6322-7970				
菅 原 小 学 校 「いきいき」	06-6328-6767				
新 庄 小 学 校 「いきいき」	06-6328-0309				
大 隅 東 小 学 校 「いきいき」	06-6320-6561				
豊 里 小 学 校 「いきいき」	06-6328-9831				
啓 発 小 学 校 「いきいき」	06-6323-7630				
小 松 小 学 校 「いきいき」	06-6328-1946				
下 新 庄 小 学 校 「いきいき」	06-6328-3605				
井 高 野 小 学 校 「いきいき」	06-6340-0298	朝延長：年額 5,000 円 夕延長：日額 500 円 (月額上限 5,000 円)	○	○	いた・わり協働体 代表構成員 特定非営利法人わりばしの会 080-4012-0158
大 桐 小 学 校 「いきいき」	06-6328-0943	朝：年額 5,000 円 (又は 1 回 500 円上限なし) 夕方：1 回 500 円 (月額上限 5,000 円)	○	○	(一財)大阪教育文化振興財団 06-6253-6217
豊 新 小 学 校 「いきいき」	06-6327-6249				
東 井 高 野 小 学 校 「いきいき」	06-6340-7809				
大 隅 西 小 学 校 「いきいき」	06-6328-5150				
豊 里 南 小 学 校 「いきいき」	06-6329-9381				
大 道 南 小 学 校 「いきいき」	06-6321-0799				

※上記は、令和 7 年度実施状況となります。令和 8 年度の時間延長要件・時間延長実施を保証するものではありませんのでご了承ください。

### 【大阪市留守家庭児童対策事業（放課後児童クラブ）について】

大阪市では、保護者に代わり留守家庭児童の健全な育成を図るための事業の実施者（各放課後児童クラブ）に対して、その事業実施に要する経費の一部を補助しています。なお、開設時間や利用料金等は、各実施場所によって異なりますので、お問い合わせや利用申込みは各実施場所へ直接確認してください。

詳細・実施場所  
一覧は  
こちらから▶

